第３回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 25 日（金） 14 時 30 分～16 時 10 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	上林委員、坂本委員、庭本委員
労働者代表委員	毛塚委員、三浦委員、森田委員
使用者代表委員	竹本委員、床次委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第３回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、全員御出席でありますので最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議につきましても公開することとしており、傍聴の申し込み１名ございましたのでご報告いたします。

では、この後の進行につきましては坂本部会長にお願いいたします。

○坂本部会長

それでは議題に入りたいと思います。

本日の審議については、公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行にご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは議題(１)「 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。

前回の労使それぞれの主張について、簡単に申し上げます。

労働者側ですが、42 円引き上げの 1,200 円。その理由として、高付加価値製品へのシフトや製造工程のＤＸ化等により、削減されたコストを労務費に還元していく必要がある。この産業発展のためにこの特定最賃を引上げて地賃との優位性を高めて、未

組織労働者や非正規・再雇用者等、この産業で働く仲間に波及させていくことが重要。
　各社の価格改定により塗料販売金額は 1.6%増となり、労働者の賃金についても連合集計では、2026 春闘の賃上げ率 5.02%、300 人未満の中小企業では 4.70%、塗料業界の 2026 春闘結果では、塗料部会加盟単組の加重平均として 4.65%という賃金改善が達成されている。
　人手不足の環境下において、企業存続、売上、利益の向上に向けて人員確保、雇用定着化を図るためにも賃金引上げは必要と考える、という理由を述べられていました。
　使用者側につきましては、38 円引上げの 1,196 円。理由としましては、この産業は、原材料・エネルギーコストの高騰や地政学リスクに伴う溶剤不足、価格転嫁と出荷統制、さらには人手不足といった厳しい経営環境に直面している。価格転嫁が進まない中小零細企業は、原材料・資材の高騰や調達難に苦しんでいる。
　今年度の専門部会では、中小零細に重きを置いた金額交渉とともに実績に基づいた数字による論理的な交渉を行う予定である。そのため、厚生労働省の「賃金改定状況調査」第４表①の一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の製造業Ｂランク、プラス 3.3%が妥当と考えた、ということでした。
　その後、公労会議、公使会議を行いましたが結論は出ず、次回持ち越しとなり本日を迎えております。
　以上でよろしいでしょうか。

○労使各委員
　はい。

○坂本部会長
　それでは引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれの打ち合わせの時間は必要ですか。

○労使各委員
　はい。

○坂本部会長
　ではお願いします。

(労働者側委員及び使用者側委員それぞれ別室に移動)
(別室から戻る)

○坂本部会長
　それでは審議を再開します。
　まず申し出をいただきました労働者側委員から理由とともに引き上げ額及び改定後

の金額提示をお願いします。

○三浦委員

それでは報告いたします。

前回、使用者側が提示した「賃金改定状況調査」第４表Ｂランク 3.3%を根拠として、1,196 円、38 円増の金額でご回答いただきましたが、この 38 円については、労働者側も一定の合理性があるとは認めています。しかしながら、労働者側として今回 1,200 円要求に対して対立ではなく、建設的な協議を重ねて 1,200 円での合意を目指したいとの考えで発言させていただきます。

まず一点目として、塗料業界の実績との整合性について 26 春闘の賃金改善実績は 4.65%に対して、使用者側提示の 38 円は 3.28%となります。今回労働者側の要求の 42 円であっても 3.63%であり、26 春闘賃金改善実績であっても１%弱の要求パーセントであります。この数字をもってしても、業界実績を下回り、42 円は業界実態からみても過大な要求ではないと考えます。

昨年度、61 円を要求して 59 円の最終決着となりましたが、今回につきましても昨年度よりも低い金額となっており、そういうところもご配慮いただきたいと思っております。

二点目として、人材確保・定着といったところで、人手不足が深刻な課題であることは労働者側、使用者側共に認識していると思っております。また、この特定最賃につきましては、人材確保、定着、技能継承という役割があるということも労使の共通認識であると捉えていますので、地域別最低賃金との差別化を維持することが非常に重要であると考えております。

以上のことから、労働者側として使用者側の 38 円の提示は、決して否定ではなく合理性があると認めてはいますが、今年度の春闘結果からもプラス４円の歩み寄りは十分可能ではないかと考えています。今後の人材確保、定着の観点からも労使双方が納得できる結論として 1,200 円の提示について再度ご検討願います。

以上です。

○坂本部会長

次に使用者側委員お願いします。

○吉川委員

前回の引上げ幅プラス 38 円について、再検討した結果について報告いたします。

まず、この 38 円に関しましては前回の専門部会で申し上げましたとおり使用者側として提示できる掛け値なしの最大値です。

また、根拠となる第４表①のプラス 3.3%という数字は春季交渉時点での経営環境を反映した数字であり、以降塗料業界を取り巻く環境は、むしろ悪化しているのが実態です。

前回、労使とも持ち帰り再検討となりましたが、使用者側としては、あくまでも大手ではなく、中小零細に配慮すべきという認識は今も変わってはおりません。

そこで使用者側は十分な検討を行った結果、苦渋の決断ではありますが、すでに提示しましたプラス 38 円と同じ影響率である引上げ額の最高値プラス 40 円を今回再提示します。

この提示額は、日本商工会議所及び東京商工会議所の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」における従業員 20 人以下の企業の直近１年間の賃金改定率 3.52%にも合致しており、もっとも妥当な金額提示であると認識しております。

以上です。

○坂本部会長

労使双方から金額提示とその考えをお聞きしました。

労働者側は 42 円引上げの 1,200 円、使用者側は 40 円引上げの 1,198 円という御主張でした。金額に開きがございますのでこれから更に詰めたいと思います。

まず公益側と労働者側でお話をさせていただき、その後使用者側とさせていただきます。よろしいですか。

○労使各委員

はい。

(別室に移動し公・労協議)
(別室に移動し公・使協議)
(別室に移動し公・労協議)
(別室に移動し労・使協議)
(別室に移動し労協議)
(別室に移動し公・労協議)
(別室に移動し公・使協議)

○坂本部会長

審議を再開します。

審議を重ねたところ労使の意見が一致したと考えますので本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきます。

最初の段階では、労側 42 円引上げの 1,200 円、使側 40 円引上げの 1,198 円のご主張でした。労側に関しては春闘の結果の引上げ率 4.65%よりは控えめの提案で、使用者側は、20 人以下の企業の賃上げ率で 3.52%、40 円引上げのご主張でした。

その後会議を重ねた結果、使側から 3.52%については切下げて 40 円というところですが、四捨五入しますと 41 円ということで再提案をいただき、労側もこれに関して地賃が大幅に上昇しているなか地賃との差が広まってきている現状もあるため、何と

か１円でも引上げていきたいというお考えで 41 円で一致に至りました。
以上のとおり本専門部会での金額改正については結論が出ましたので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。
必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決しています。
全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で事務局に部会報告案及び答申文案を作成してもらい、答申を行うこととしています。
ではまず全会一致であることの確認を行います。
それでは、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正内容について、
時間額 1,199 円、引き上げ額 41 円
効力発生の日　令和８年 12 月１日
とします。
御異議はございませんか。

○各委員
異議なし。

○坂本部会長
ありがとうございます。
出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により兵庫県塗料製造業最低賃金の改正内容について、時間額 1,199 円、引き上げ額 41 円と決議されたことを確認いたします。
では事務局において、この内容で専門部会の報告文案及び答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長
それでは準備をしますので、しばらくお待ちください。

(事務局報告文案を各委員に配布)

○坂本部会長
では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
それでは、報告文案を読み上げさせていただきます。

令和８年９月 25 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口　隆英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長　坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
上林 憲雄	毛塚　駿	竹本　伸久
坂本 知可	三浦 圭司	床次　正庸
庭本 佳子	森田 直樹	吉川　和宏

別紙

兵庫県塗料製造業最低賃金

１　適用する地域
兵庫県の区域
２ 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）塗料製造業
（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額
1時間　1,199円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
令和８年12月１日

○坂本部会長
ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
はい。

○坂本部会長
それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行いますので、事務局は準備をお願いします。

(答申文案を各委員に配布)

○坂本部会長
それでは事務局で答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。

令和８年９月25日

兵庫労働局長
金成　真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　　山口　隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月13日付け兵労発基0713第１号をもって貴職から諮

問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙以下は報告書と同文ですので省略させていただきます。

○坂本部会長

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員

はい。

○坂本部会長

それでは答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長に答申文を手交。事務局が答申文写を各委員に配布した。）

○坂本部会長

続いて議題（２）「その他」ですが、事務局から説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○坂本部会長

それでは本日の審議はこれで終わります。

最後になりますが、7月13日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県塗料製造業に係る必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。

委員の皆様のご努力と審議会運営に対するご協力につきまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで、今年の兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会は終了といたします。お疲れさまでした。

坂本　知可

毛塚　駿

吉川　和宏